

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会会議録

平成23年7月4日(月)

午後1時30分から午後3時30分まで

漁信基ビル7階 701会議室

配布資料

- 資料1：ツキノワグマの捕獲状況
- 資料2：ツキノワグマの狩猟自粛について
- 資料3：ツキノワグマの学習放獣箇所について
- 資料4：平成23年度ツキノワグマ保護管理実施計画書
- 資料5：ツキノワグマ保護管理計画の重点区域
- 資料6：実施計画及び次期計画作成スケジュール

1 開 会

事務局が開会を宣言し、川名自然保護課長があいさつを行った。

2 あいさつ(川名自然保護課長)

3 報 告

事務局から本日は構成委員、9名中9名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第5条第6項の規定で準用する第4条第2項の規定により定足数を満たしていることから本会議が有効に成立していると報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを報告。

4 議 事

条例第4条第1項の規定により以降、青井部会長が議長となる。

部会長：始めに、(1)震災による保護管理計画の影響について事務局から報告願います。

事務局：震災による影響は特に影響はない旨を報告。

部会長：ただいま説明のありました件について、何か質問等ありませんでしょうか。

無いようですので、次に進みたいと思います。

(2)今年度の実施計画について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料1により平成22年度の実績を報告。

資料2により狩猟自粛について説明。

資料3により学習放獣箇所について説明。

資料4により今年度の実施計画書の様式について説明。

資料5により対象市町村を説明。

部会長：前年の実績から始まりまして、実施計画書を新たに作ることにして、その様式、対象市町

村を審議によって決めたいと事務局からの提案でございます。今の説明につきまして、質問はありますか。

私から一つ。有害捕獲のメッシュで5077で2頭獲られていますが、どこでどういう状況で捕獲されたのか教えてください。

事務局：これにつきましては、富谷町の市街地に出没があり、有害捕獲許可をして捕獲しております。

部会長：これは銃ですか？

事務局：箱わなです。とめ刺しで銃を使用しております。

部会長：一つのわなに2頭ですか。

事務局：親1頭、子1頭です。

佐藤委員：捕獲上限数50頭ということで、狩猟自粛の文書を出していると思いますが、その時点で62頭ということであれば、その前の段階で、有害捕獲に対して何かブレーキをかける制度なり、思想があるのならばお聞かせ願います。

事務局：集計はリアルタイムにしようと努力していますが、データがまとまった時点では既に50頭を超えておりましたので、狩猟自粛の文書を出しました。50頭と上限はありますが農作物に被害を与えているという状況でしたので、有害捕獲による上限を超えることはやむを得ないという判断をしておりました。有害捕獲については、上限数50頭に拘束されることはないという考えから、若干、上限を超えている状況ですけれども、その後に通じたという状況であります。

先ほど、部会長から質問のあった件で、富谷町は重点区域には入っておりません。実施計画書をお願いしたいのが、東北自動車道より西側の地域ですが、富谷町は若干東に外れるため、こういった所の扱いをどうしたらよいかと思っております。部会において決定いただきたいと思っております。

部会長：重点区域以外でも実施計画書を提出してもらうかどうかということですね。

わかりました。その点につきましては、実施計画書の中でまとめて議論することとして、前半のところでは他に何かありませんか。

土屋委員：狩猟の4頭とありますが、これは自粛後の捕獲でしょうか。

事務局：資料2の通知写しになりますが、平成22年11月4日の時点で出しておりますので、自粛のお願いをした後の捕獲となっております。

狩猟の報告は、狩猟期が終わってからの2月となっております。県で自粛要請してるにも関わらず、狩猟で獲っているということです。栗駒の奥でクマ料理屋をしているところで、肉を提供するのにどうしても必要なため、狩猟で獲ってしまったと聞きました。県では狩猟を自粛という形をお願いしておりますので、撃ってしまったからといって罰則の適用まで行っておりません。

板垣委員：ということは、この4頭というのは全部栗駒なんですか。

事務局：栗駒で2頭と仙台管内で2頭となっております。

部会長：その他、ございませんでしょうか。

確認ですが、宮城の場合、上限50頭ということで、前年実績に合わせて捕獲上限数を変

えるという計画ではなかったですよ。

昨年78頭獲れてますが、今年も上限数は50頭まではやむを得ない。50頭を過ぎれば、自粛するということですよ。

そこら辺に、若干の疑問はあるんですが、しょうがないですかね。

岩手の場合は、前年度実績を勘案して、計算し直して、次年度の捕獲頭数を設定し、年度当初の本会議で決めています。次期は、そういう形にしないと、ほとんど意味ないですよ。

課長：本来は、クマの命をなるべく守るということで、先ほどの説明のとおり、最後の資料のモニタリングということで、学習放獣等を考えていたのですが、震災の関係で予算が見送られまして実施しないこととなりました。

部会長：学習放獣等を実施しないと、これはなかなか進まない。猟友会の皆さんが自主的に山に行くことで、ある程度、抑制されていたところもある。岩手の場合、国有林がほとんどで宮城の場合も同じだとは思いますが、放獣場所がないということと、人がいないということ。なかなか放獣で上限数を確保するというのは、理想としてはいいと思うんですが、なかなか難しいですね。

事務局：今までは、捕まると、即、捕殺になっていたのですが、それを捕まえて放獣することで、1回猶予を与えることで、とりあえず50頭ということで考えておりました。

部会長：放獣場所は、この協議箇所だけですか。この他は市町村の判断に任されているということですか。

事務局：計画初年度ですので、県で調整できる場所はどこかということで、場所選定した結果が、一桧山です。始めに県の内部でどこに放獣できるかというところで調整したところ。後は、具体的に市町村の町有林とか国有林とか、地方自治体にあたっては、詰めをしていかなければならないなということで思っております。

部会長：ということは、当面は、どこの市町村で捕まえても、ここで放獣するということですか。

事務局：一桧山県有林を選定するにあたっては「放獣する個体は、原則として栗原市内で有害獣として捕獲されたものとします。」という内容で協議し、了承をいただいておりますので、原則としては栗原市内の個体だけとなっております。

部会長：ということは、他の市町村で捕獲された個体の放獣場所は、それぞれの市町村で考えなさいということですね。

国有林への放獣というのは、何か協議とかされていますか。

事務局：今のところは、県内部での協議しかしておりません。「県有林については、協議が整っています。」というのを国有林側に情報提供しております。国との協議もこれからする予定であります。

部会長：予定されてるのですか。

事務局：はい。

岸野委員：私、昨年まで、自然保護課にいました。とりあえず県が放獣を進めるのだから、県の中で放獣する場所を設定しようということで県で一つ選定しております。住民感情もあって、他の市町村からは受け入れるということまではいかないので、まず、そういうところで、

栗原市で一箇所。あとは、仙台管内あたりで考えており、仙台市には、まだお願いはしていないんですが、仙台市有林でどこかお願いできれば県も市も一箇所づつ候補地を出したのだから、国有林さんもいかがでしょうかということで協議にいければいいなということを進めてたところ、震災でその後の協議が進まなくなっていたというところですよ。

私からは、狩猟で4頭獲ってる方が自粛されていることを知っていたのか、知らなかったのか、調べていますか。

事務局：1名につきましては、猟友会の会員ではないと聞いておりますが、他3名の方については、確認いたします。

部会長：猟友会で何か情報はお持ちですか。

千葉委員：4頭についてですが、私もここに来て初めて4頭とわかりました。狩猟では自粛ということで、0頭だと思っていました。計画立てた後ということで、同意したところですが、急に出会ったということも考えられます。クマは山でばったり会ったと、かかってくる習性があるのでそれも含んでいるのかなと思います。後は、ハンターのモラルの問題ですね。今後こういうのをするわけですから、守っていかなければと思っています。

部会長：ありがとうございます。

確かにモラルの問題もそうなんです。あくまでも自粛は要請ですし、狩猟者の皆さんは趣味で狩猟やるのが、本意ですので、毎年自粛が続くような状態事態が問題かなと。そうなるとやはり上限数の設定事態どうなのかなということになりますので、次期はその辺も考えて、狩猟自粛の続かないような、取り組みや上限数の設定が必要になってくるのかなと思います。でないと、猟友会の方々も有害捕獲の時だけ引っ張り出されて、狩猟はできないという非常にストレスがたまると思います。ですので、その辺が今後の大きな課題になるのかなと思います。

他に実績について、ご質問等ありますでしょうか。

岡委員：二点あります。先ほどの資料1のメッシュ番号5077の2頭の捕獲ですが、両方ともオスですよ。オス同士の親子ですか。

事務局：オス2頭の親子というのは聞かないので、確認いたします。

岡委員：それと、資料3ですが、位置図は、県有林だけですか。白いところはなんですか。

多分これは1次メッシュなんで、見えているのは1km四方だと思いますが。

事務局：位置図は、鳥獣保護区位置図を添付しておりまして、赤く塗られている部分が鳥獣保護区、メッシュのかかっている部分が、特別保護地区となっております。

岡委員：緑は。

事務局：休猟区です。

岡委員：色の無い部分は。

事務局：規制されていないところです。

岡委員：気になっていたのは、第3次メッシュで1km四方ですよ。字が小さくて見えないんですけども。

事務局：5kmメッシュとなっております。

岡委員：県有林に放獣するという考え事態は、問題ないと思いますが、周りに対して何も説明しな

くていいのですか。周囲に対しての配慮というのではないのでしょうか。

事務局：協議箇所は、約700haあるので、真ん中で離せば、周りの所有者には協議は必要ないと考えています。

面積が狭い場合については、隣接所有者に対し、協議が必要と考えております。

岡委員：7km<sup>2</sup>ですよね。クマの行動範囲は40km<sup>2</sup>～100km<sup>2</sup>とされているので、とてもじゃないけど小さいと思います。あつという間に出てしまいますよ。

事務局：放獣するには立て札等で周知しようと考えておりました。

後は、迅速に放獣できるかというのも、土地の所有者の選定などの作業をしていると進まなくなるのを心配してましたけども、ここにクマを放したというのは、第3者が見てわかるような形で周知したいと考えておりました。

部会長：よろしいですか。

資料が薄くて見えないです。綺麗な資料にしていきたい。

昨年度の実績について一旦よろしいでしょうか。

それでは、今年度から始まる実施計画につきまして、資料4の様式で重点区域の市町村に出してもらおうとのことです。一部重点区域の市町村については、後で議論することとして、さきにこの様式について、これでよろしいかどうか。或いは改善点等あれば、御意見をお願いしたいと思います。

確認ですが、被害の有無に関わらず、重点区域となっている市町には提出してもらおうのですか。

事務局：重点区域となっている市町村については、提出していただくと考えております。出没情報をファックス等でいただくのですが、重点区域となっている市町村は全て出没しておりますので、少なからず被害はあるものと考えておりますので、重点区域の市町村については、提出していただきたいと考えております。

部会長：5の対策で、最初の計画というのはわかるのですが、実績は、どうやって書くのか、評価はいつ誰がするのか。

事務局：実績は平成24年度作成時に記入を考えています。例えば電気柵100mの設置計画に対し、50mの設置であったとか。評価は、その50mの設置で終わった理由や改善方法等を考えています。また、評価は市町村の自己評価と考えています。

部会長：そうすれば、計画を作成してもらい、3月に実績・評価を出してもらおう。2度提出する形になるのですか。

事務局：今年度はそうなります。

次年度以降は、実績・評価を提出してもらおう際に、計画も出してもらいますので次年度以降は、一回の作業と考えています。

部会長：次年度は、翌年の計画と、その年の実績と評価。そうすると、その年の計画を書いていないと実績見てもわからないのではないですか。

事務局：もう一枚、実施計画だけのものを追加して2枚にします。今年度はこれで作成します。

伊澤委員：これは、保護管理の実施計画書ですよね。なんで、3番4番5番の一部が実績になっているのですか。これだと実績報告書ではないですか。実績報告書と実施計画書は質が違うの

で、分けた方が整理しやすいし、読むほうも、こういうものが上がってきた際に見やすいのではないかと思います。

事務局：ご指摘のとおり、5番の左部分だけが、実施計画となっております。狙いとしては市町村自体が、クマの被害がどの程度あるのかを把握するべきではないかと思ひまして、現状として、3・4に被害の実績の項目を設け、この表を組み立てております。その次にどういふ対策を取るかを計画していただいて1年経って実績と評価がどうなったかを書いていただこうと考えておりました。構成としては、やはり計画書であれば、計画と前年度の被害を別様とするべきというのもわかりますが、1枚提出していただくことで初年度これやっていただきたいなということでございます。

伊澤委員：そうしましたら、3と4を一つにして、被害、捕獲実績状況という形にするとわかりますが、3、4、5とあると対等になってしまいます。表題を見ると実施計画になっているので、5が中心だと思います。5を対策ではなく、実施計画とはっきり書いたほうがいいのではないのでしょうか。そのほうが解りやすいと思います。このように書かれると対等になってしまい、実施計画なのか、実績なのかかわからないので、3と4を一つにして、前年度の被害及び捕獲状況として5を4にして、今年度の実施計画としたほうが、書くほうも書きやすいと思います。

事務局：ありがとうございます。そのほうが解りやすいと思いますので、そのように改善したいと思います。

部会長：実施計画書が市町村から上がってきたとして、県としては、どういふ保護管理をするのですか。取りまとめただけというのはさすがに無いとは思いますが。

事務局：鳥獣保護管理計画のほかに鳥獣被害防止特措法というのがございまして、被害防除したいと思っている獣種、クマならクマをのせて鳥獣保護管理計画と整合をとった場合に国から補助金をもらえるという仕組みになっております。

県は市町村から実績評価が出てくれば、こういう市町村ではこういうことやって、例えば電気策やって被害が減るとか、そういう傾向があるとか、やっていないところに対しての情報提供をしていけるのかなと思っています。県では政策的にこういうことをしていくということまでなかなか持って行きようがないかと思っていますが、市町村が被害防止特措法の補助金を獲得しようとするときに、この市町村では、こういうことやって、国の補助金を得ているようだよという情報提供していければと、今のところは思っています。

部会長：ということは、県としては市町村でやっている状況を把握して参考になりそうなものがあれば情報提供する。それが主な仕事ということの理解でよろしいですか。

次保委員：特措法を使った形での防止対策等を市町村にお願いしている状況でございますけども、昨年まで県一本という形でいろいろな会議をやってましたが、自然保護課と同じような4ツキノワグマ、サル、イノシシ、ニホンジカ、獣種別の会議を開催したいと考えております。震災がなければもっと早い段階でツキノワグマならツキノワグマの関係する市町村にきていただいて、こういった事業等で取り組んでいる市町村からこれをやった結果こうだったとか良いとか悪いとかの情報交換をしていただいて、次の対策の参考にさせていただく、もしくは新たに計画を作っていただいて、国の方の交付金事業を利用させていただくという

ことを進めたいと考えております。先ほど言ったように震災で遅れておりますので、これから研修会を兼ねてやっていきたいと考えております。

部会長：ありがとうございます。その他何かございませんでしょうか。

実施計画書を提出してもらう市町村について、重点区域は当然だと思いますが、一部重点地域をどうするかを議論いたしたいと思います。この辺の御意見はありますか。

次保委員：先ほどの、獣種別会議の参集する市町村でございますが、重点区域は当然としまして、一部入っているところも、会議に入っていた方がいいと考えておりますし、気仙沼でも見られるということですので、そちらも入れた形で考えております。

部会長：ということは、一部重点区域が含まれている市町村もということは、観察区域も含まれている町村も出してもらった方がいいということですよ。そうすると全部ですよ。

次保委員：今のところ、気仙沼だけです。

部会長：気仙沼だけ。それは特措法がらみの関係ですか。

次保委員：計画にも入ってはいないんですけども、今のところ被害が見込まれる地区、実際に被害がある地区と見込まれる地区について獣種別の対策会議を農産園芸課と自然保護課と一緒に開催すると考えています。

部会長：それで、クマの場合は気仙沼も入った方がいいだろうということですね。

次保委員：はい。

部会長：という提案がございましたがいかがですか。

事務局：気仙沼は頭を悩ましているところで、当県のツキノワグマ保護管理計画は環境省で定めている南奥羽ユニットを東北自動車道以西で管理していこうと考えておりますが、気仙沼は岩手県からくるユニットで、ユニットが違うため保護管理計画のそもそもが対象としてなかったところがあります。次期の保護管理計画を立てるときに気仙沼の扱いをどうして行くかを検討していこうと思っておりました。獣種別の検討会を行うということで気仙沼市の方に実施計画書を作ってみませんかという投げかけをして自発的に作っていただけるのであれば、それも含めてどういう状況なのかというのを、情報収集したいと思しますので投げかけをしてみて、作る意思があれば作っていただこうと考えます。

部会長：はい。ありがとうございます。では、そういう御提案がございましたので、私としては、計画を出してもらった方がいいと思いますので、そのようにしていただいてよろしいでしょうか。提出期限は、毎年いつごろを想定されているのでしょうか。

事務局：毎年の狩猟実績も考慮したいと考えておりますので、5月ぐらいには実施計画書を完成させたいと思います。今回は、遅くなってしまうんですけども、今後は5月末ぐらいと考えています。

部会長：それでは、この部会が毎年、今頃開かれると思っておりますので、そのときまでには、各町村の計画が見れるということですね。

事務局：そうです。部会までには作成し、御諮りしたいと考えています。

部会長：是非よろしくお願ひします。その他いかがでしょうか。

何かございませんか。板垣さん何かございませんか。

板垣委員：思うところはありますが、有害捕獲で74頭、狩猟が4頭、猟友会として、狩猟技術の向

上というのを考えていかなければいけないと思います。宮城県で1年間で4人しか狩猟できなかったことになりますよね。同じ4頭を4人で捕ったとして、クマの保護計画を立てる方として、クマを保護していくということは当然であるが、狩猟技術の低下というのを心配しています。自粛にならないような猟友会のやりかた。駆除で捕りすぎてはいないかと。途中で止めるようなことを見せてほしいなとありますけども県としてそれもしながら。有害駆除の技術ばかり向上して狩猟技術の向上がなかなか図れないですよね。この先100年計画か、どうなるか分かりませんが、将来にわたるまで野生鳥獣というのを共存は図れなくなっているんじゃないかなあと心配していますので、猟友会さんでも力強く、自粛にならないような動きをみせてほしいと思います。クマを守る会と称してますけどもクマの捕獲なしにクマの将来はないと思っています。宮城県の方々からも狩猟技術の継承、向上を図りながら動きを見せてほしいなと思います。いつかは狩猟の頭数に0が続いてしまうような由々しき事態にならないように望んでいるところです。

部会長：何か今の御意見に対しコメントございませんか。

今の意見はごもっともというか、ハンターが減っている中で、檻は大した技術がなくても捕れるのですが、実際山でクマを捕ると言うのは大変なことですよね。普通の人では捕れないのでそういう人、技術、人材の温存といいますか、伝承というのは今後ますます重要となってくると思うので、その辺は次期計画に向けて考えないと、いざクマが人里に出てきて檻で捕る場合ばかりと限りませんので、やっぱり鉄砲で撃たなければならない場面がいっぱい出てくると思うんです。そのときに誰も対応できないという事に成りかねないです。その辺は是非これからに向けて検討されたほうが良いと思います。私も心配しております。

その他何かございませんでしょうか。よろしいですか。

今年度の実施計画書につきましては、先ほどいくつか御意見もありましたので、その辺を勘案されて配っていただけたらと思います。

配布先につきましては、先ほど言いましたように一部重点区域と観察区域の気仙沼にはお願いするという結論になるかと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、議題2を終わります。3の次期ツキノワグマ保護管理計画について、事務局から説明願います。

事務局：保護管理計画の1年延伸について説明。

部会長：次期の計画は平成25年4月から始まるということですね。

事務局：はい。そうなります。

部会長：それを受けての推定生息数の調査はどういった状況になりますか。

事務局：本来であれば、モニタリング事業の中で痕跡調査等を実施し、生息数の把握に努めたいと考えておりました。その生息数を推定した後に捕獲頭数を決めるのですが、それを持って次期計画に反映し、この調査も毎年実施すれば、捕獲頭数も毎年決められる予定だったのですが、事業自体が実施しないものですので、来年度以降もやる予定ではいるのですが、もし実施しなければ捕獲頭数も古い資料のデータから今の計画通りとなる場合も考えられると思います。

部会長：そうすると、やらないかもしれないということですか。それはまずいのではないですか。

事務局：ツキノワグマモニタリング調査では一般財源で予算要求したところ、財政当局から環境税での提案があり、一旦は予算がついたのですが、震災でリセットされた状況です。来年度予算では、これにプラス生息状況調査の実施という内容で要求してみようとは思っていますが、事業実施したいという思惑と財源の確保というところで厳しい見通しなのかなと思います。ただし、要求だけはしたいと思っています。

部会長：こういう事態ですので、予算がこういう事業に来ないというのは、岩手県も全く同じで理解できるんですが、上限50頭で狩猟自粛がこの先も続いてしまうと、誰もクマを撃てないという事態になりかねませんので、もし、モニタリング予算が来年つかないのであれば、次期計画の策定を一年延ばしても、とりあえず50頭で、4、5年その数字でいくということですね。それは、いくらなんでも、当初の推定時代から年度がたってるわけだから、このままで、狩猟自粛が続くとまずいことになりかねない、それは問題だと思うのでモニタリングが来年出来なければ、来年は50頭で行くとしても、その年は、なんとか頑張ってモニタリングをして、新たなデータを用いた形にしないとまずいんじゃないでしょうか。予算獲得ももちろんですが、出来なかった場合は、そのまま50頭でいくというわけではなくて、何らかの積み上げをデータにして考えた方がいいのではないかと思いますけども、いかがですか。

事務局：去年、計画を策定して実績、実施計画書が無い中で、期限だけを24年3月ということで、今年一年事業をやってみてデータを取ればなと思っていたのですが、それも期間的には短いような気もしておりました。もっと長いスパンで調査とかデータを蓄積して次期計画に反映し新しいものを御提示できればなと思っていたのですが、今、青井部会長からも生息状況調査なり将来の狩猟技術の継承という問題をクリアするには不足しているような次期計画を策定するよりは、しっかりした調査を行い、その結果を次期計画に反映させて新しいものを作ったほうがいいのではないかという御提案をいただきましたので、その辺も勘案して予算要求に向けて検討していきたいと思います。

部会長：はい。私の方からの提案はこれですが、他の委員の皆様、御意見はありませんか。次期計画につきましては、お金の問題が大きいとは思いますが、より良いものとするには、根拠に基づいた計画を立てないといけないと思いますので、是非その辺は御協力いただきたいと思います。

用意された議題は以上でございます。

事務局からは、何かございませんか。

事務局：6月末時点での出没及び捕獲頭数を報告。

部会長：その他何かございませんか。

なければ、これで終わらせていただきます。

進行を事務局にお返しします。

事務局：青井部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては御多忙のところ、お集まり頂きましてまことにありがとうございました。